第明三治二十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第１２５号
群馬県桐生市境野町５丁目285番地の１　メゾンアライＡ棟Ｂ号室
債務者　栗原ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３２号
群馬県桐生市川内町５丁目658番地の１　県営ＨＢ251号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２３２号
三重県鈴鹿市神戸５丁目２番10号
債務者　西村　信行
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３７号
三重県津市西丸之内５番５号　サンマンションアトレ津新町902、前住所三重県津市栗真町屋町1717番地３
債務者　川北　敏子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４１号
三重県亀山市みずきが丘73番地７
債務者　江川　亜紀
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５９号
三重県鈴鹿市平野町951番地の12
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６０号
三重県鈴鹿市岸岡町57番地の１　セントリバーハイツ千代崎Ａ201、前住所三重県四日市市伊坂町1665番地
債務者　宮部ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６４号
三重県松阪市嬉野平生町960番地78
債務者　百々　清和
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７９号
三重県津市一志町みのりヶ丘115番地173
債務者　鈴木　末子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５４４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－３棟818号
債務者　堀越　未歩
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２０号
京都市伏見区醍醐大構町27番地２
債務者　武部　文昭
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３４号
京都市東山区本町10丁目159番地３
債務者　大芝　充明
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番６－201号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目18番１号
債務者　西川　晴子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５３号
兵庫県西宮市段上町２丁目24番５－202号
債務者　小川　洋司
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３９号
奈良市左京１丁目９番地の11
債務者　大中　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１８号
奈良県生駒市壱分町1310番地
債務者　鶴田　博生
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
奈良県生駒市小平尾町993番地６
債務者　高橋　淑子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所